

61年5月診療分  
から54,000円に  
改正



高額療養費は  
こんな時に支給されます！

1 1カ月の負担額が54,000円を超えたとき

病気やケガで、同じ人が1カ月の間に同一の医療機関で54,000円（市町村民税非課税世帯は30,000円）以上の自己負担額を支払った場合は、54,000円を超えた額が支給されます。

2 同一世帯で2人以上がそれぞれ30,000円以上のとき

同一世帯の人が、同一月に医療機関にかかり、2人以上がそれぞれ30,000円（市町村民税非課税世帯の方は21,000円）以上の自己負担をしたときは、該当者の自己負担額を「世帯合算」して54,000円（30,000円）を超えた額が支給されます。

例：3人世帯で同じ月に3人が病院にかかった時

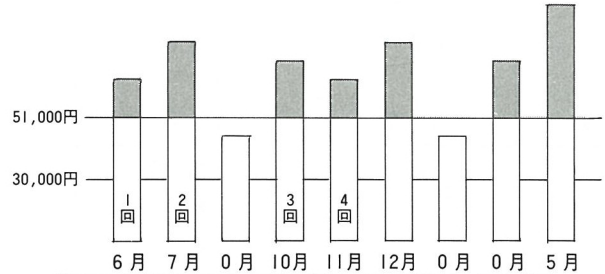
Aさんは通院	自己負担額	40,000円
Bさんは入院	〃	100,000円
Cさんは通院	〃	20,000円

AとBが該当、40,000円+100,000円=54,000円となり、高額療養費支給額は、86,000円。

3 年4回以上該当のとき

同一世帯で過去1年の間に4回以上、高額療養費に該当した場合は4回目からは30,000円（市町村民税非課税世帯の方は21,000円）を超えた額が支給されます

12カ月以内



4 長期間継続して高額な治療が必要なとき

長期にわたり、継続的に高額な治療が必要な病気で厚生大臣の指定するものについては、1カ月10,000円を超えた額が支給されます。

現在指定されている病気

- ・人工透析を必要とする慢性腎不全
- ・血友病

※ 高額療養費に該当になりますと、診療月から2ヶ月後に葉書で通知します。

印鑑と領収書を持参の上、申請の手続きをとってください。

尚、詳しいことは、役場保健衛生課国保係へ

☎ 4～1211 内線215

(有) 534～05

にお問い合わせください。

所有者

＝ナンバープレート

＝軽自動車税



さっそうと風を切り、バイクのハンドルをにぎる気分は、自動車とはまたちがったさわやかなものがあります。

しかし、手ごろな値段で買えるバイクにも軽自動車税が課税されていることを忘れないでください。

友達や知人に売った、こわれたりして乗らなくなったといつても、正しい手続をしないと、いつまでもあなたの名前で「税金」がついてまわります。

次のようなときには、住民福祉課の窓口へ届け出てください。

(1) 友人や知人に譲った

※ 所有者の名義を変える手続

(2) こわれたりして乗らなくなった

※ 廃車の手続（ナンバープレートを返して頂きます）

(3) 町外に引越をするとき

※ (2)に同じ

(4) 盗まれた

※ 警察へ盗難届出をしたあと廃車の手続

いずれにしても

ナンバープレートと

軽自動車税は

一体のものと考えて

お使いください。